「もったいない」をオフィスにも!

事業所内のごみ箱になにげなく捨てているものの中には、たくさんの資源物が含まれています。中でも一番多いのは「紙類」です。名刺サイズの小さな紙や使用済み封筒、菓子箱、シュレッダーくず等も分別すれば「資源」になります。 また、これまで焼却処分されることが多かった「機密文書」についても、専門業者に依頼することでリサイクルすることが可能です。

取り組みを始めやすく、効果もでやすい紙類のリサイクルをはじめてみませんか?

①まずは発生抑制
両面印刷、ミスコピーの裏面利用などを推進しましょう。

②分別しましょう
ごみ箱ではなく右図のようなリサイクルボックスを用意してその場で分別しましょう。

③古紙利用製品を選んで使うこともリサイクルの推進につながります。

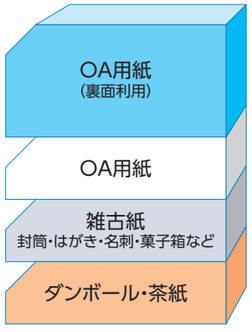

紙類リサイクルボックスの例

リサイクルできない紙類

以下のものや汚れているものはリサイクルできませんので、「可燃ごみ」で出してください。

- ◆ 防水加工された紙(カップ麺の容器等)
- ◆ 感熱紙(レシート等)
- ◆ カーボン紙・ノンカーボン紙(伝票等)
- ◆ 臭いのついた紙(洗剤や線香の箱等)
- ◆ 食品が付着している紙(ピザの箱等)
- ◆ その他(クッション封筒、圧着はがき、写真等)

昭島発 プラスチック－1(マイナスいち)運動

私たちの生活のなかにあふれているプラスチック。日本は1人当たりの使い捨てプラスチックごみ量が、米国に次ぐ世界第2位となっています。ポイ捨てなど不適正な処理により、世界全体で毎年800万トン以上のプラスチックが海に流れ込み、このままでは2050年には海中の魚の量より多くなると予測されています。プラスチックを全く使わない生活は難しいかもしれませんが、みんなで「プラスチック－1」を心がけ、使用量を減らしましょう。

プラスチック－1(マイナスいち)運動とは…

買い物の時、飲食店でなど、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取組です。必要のないプラスチックはもらわない、簡易包装のものを選ぶなど、できることから実践しましょう。プラスチックの持続可能な利用に向け、市全体で取り組んで大きな減量を目指します!

例えばこんな時…

買い物にはマイバッグを持参して、レジ袋はもらわない。

お出かけにはマイボトルを携帯して、ペットボトル飲料は買わない。

コンビニやファーストフード店の飲み物は、必要なければストロー、ふた、マドラーはもらわない。

食品はふた付きの容器に保存して、ラップは使わない。

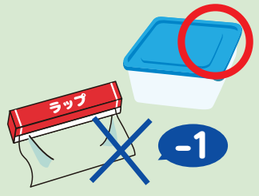

昭島 AkishimaRecycle リサイクル通信

発行：昭島市環境部ごみ対策課

〒196-0001 昭島市美堀町三丁目8番1号　TEL 546-5300 FAX 546-5900
ホームページ　http://www.city.akishima.lg.jp/190/index.html

事業系ごみの減量にご協力をお願いします

市民及び事業者の皆さんには、ごみの減量化についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。現在、市では可燃ごみを清掃センター(田中町4丁目)で焼却処理しています。施設には可燃ごみを焼却するための炉が2基あり、1号炉は平成6年、2号炉は平成7年に建設されました。建設当時は2つの炉を同時に運転し、可燃ごみを焼却していましたが、近年はごみの減量化の効果により、3か月ごと交互に1基ずつ運転し焼却処理することができています。火を消して炉を休める期間がとれるということは、施設の安定稼働にはとても大切なことですので、更なるごみの減量化にご協力をお願いします。

事業系可燃ごみの現状

清掃センターでは、平成30年度に21,032トンの可燃ごみを処理していますが、そのうち事業系ごみは5,249トンで、全体の約1/4を占めています。平成19年度以降、家庭ごみは減少傾向が続いている一方で、事業系ごみは平成24年度から増加傾向に転じています。清掃センターでは、搬入される事業系ごみについて検査を行っていますが、ダンボールや雑古紙等のリサイクル可能な紙類、また、食品の販売店や飲食店から排出される生ごみが依然として多く含まれています。

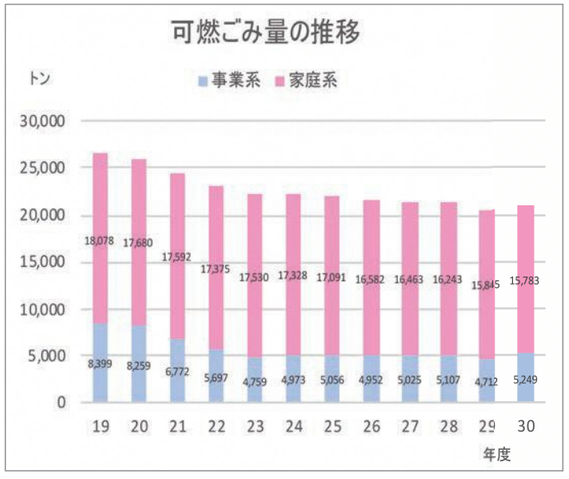

事業系ごみの減量を推進するためには…

①ごみの分別の徹底
②リサイクル可能な紙類の資源としての排出
③生ごみの水切りや食品リサイクルへの転換
等が求められています。

これらを実践することにより、経費の節減も期待できます。

事業系廃棄物とは

事業活動に伴って生じるすべての廃棄物は、種類によって「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

ただし、「事業系一般廃棄物」に区分されている品目であっても、特定の業種から排出される場合は「産業廃棄物」となるものもあります。例えば、飲食店や食品販売店から排出される動植物性残さ（調理くず等）は「事業系一般廃棄物」ですが、食料品製造業において原料として使用した動植物性残さは「産業廃棄物」となります。

市の施設（清掃センター・環境コミュニケーションセンター）へ搬入できるものは、「事業系一般廃棄物」のみです。プラスチック、金属などの「産業廃棄物」は搬入できません。

下表に「代表的なごみ」を例示します。

事業系廃棄物

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）・・・事業活動で発生した産業廃棄物以外のもの

品目	代表的なごみ
紙類	ダンボール　書類　新聞　シュレッダーくず　封筒　はがき　名刺　菓子箱　など
生ごみ	調理残さ・食べ残し　売れ残り　など
木くず	剪定枝　木製品　など
その他産業廃棄物以外のごみ	衛生上焼却が必要なもの　リサイクルできない紙（4ページ参照）　など

※ 事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります。

産業廃棄物（不燃ごみ等）・・・事業活動で発生したもので、法律で定めるもの

品目	代表的なごみ
廃プラスチック類	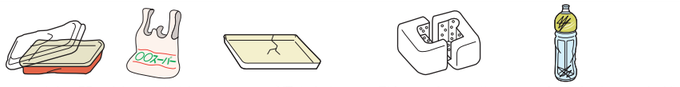 弁当容器　ビニール袋　ラップ類やトレー　発泡スチロール　ペットボトル　など
金属くず	はさみ　クリップ　スプレー缶　缶　アルミホイル　など
ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス食器　せともの類　びん　など
廃油	食用油　エンジンオイル　など
上記に該当しない物	ロッカー　机　椅子　蛍光灯　電池　など

※ 産業廃棄物は全部で20種目（全ての事業活動対象13種目、特定の事業活動対象7種目）あります。

事業系廃棄物の出し方

事業所から排出されるごみの中にも、たくさんのリサイクル可能な資源物が含まれています。リサイクルできるものはないか、まずはごみを確認し、分別して資源化施設へ搬入することでごみの減量になります。例えば、野菜くずや食べ残しなどを肥料や飼料にリサイクルしている施設（食品リサイクル施設）や、せん定枝や落ち葉などをウッドチップや堆肥等に資源化している施設もあります。ごみの排出抑制・減量化・再資源化を事業所全体で取り組んで環境にやさしい事業所づくりを目指しましょう!

◆ リサイクルしてこのような物に生まれ変わります

新聞・ダンボールは

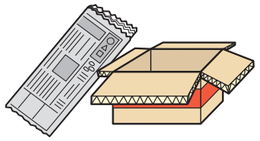

新聞　ダンボール

雑古紙・シュレッダーくずは

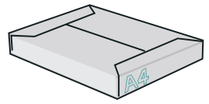

OA 用紙など再生紙

ペットボトルは

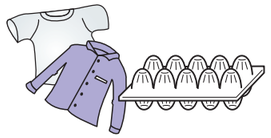

衣類　たまごパックなど

生ごみは

飼料など

事業系一般廃棄物は自己処理が原則です。

一般廃棄物処理施設（昭島市環境コミュニケーションセンターなど）に自己搬入するか、昭島市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託してください。

委託をした場合でも、「委託をしたから責任は終り」ではありません。最終処分が終わるまで責任は残ります。

※生ごみは、食品リサイクル法により、全ての食品関連事業者に減量・リサイクルが求められています。
※小さな紙類も分別して、資源化をお願いします。

環境コミュニケーションセンター

◆分別してお持ち込みください。
◆指定収集袋（有料袋）の使用は必要ありません。
◆市外のごみは搬入できません。

産業廃棄物は市のごみ処理施設に搬入できません。

許可を受けた産業廃棄物処理業者に、収集・運搬、処分を委託してください。

ごみの搬入検査を実施（強化）しています

清掃センターでは、ごみの適正処理を図り減量を推進するため、一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入するごみの展開検査等を実施しています。

資源とすべきものや産業廃棄物が混入されている場合は、持ち帰っていただき、改めて分別のうえ搬入していただくことになります。

改善されないときは、搬入をお断りする場合もあります。

◆ 捨てるときに分別を!

収集運搬業者が収集車へ積み込む際での分別は、大変困難で、手間も時間もかかります。

収集運搬業者任せにせず、ぜひ、一人ひとりが、ごみ箱に入れる時に適切な分別に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。